

宮城県公報

宮 城 県
行 政 部 学 務 課
宮 城 県 仙 台 市 青 葉 区
本 町 三 丁 目 8 番 1 号
電 話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

○情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定 (県政情報公開室)	一	ページ
○産業廃棄物処理施設の設置の許可申請 (循環型社会推進課)	二	
○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の廃止の届出 (障害福祉課)	二	
○飼料の試験結果の公表 (畜産課)	二	
○道路占用料規程の一部を改正する告示 (道路課)	三	
○二級河川七北田川水系河川整備計画の公表 (河川課)	三	
○二級河川高城川水系河川整備計画の公表 (河川課)	三	
○都市計画変更の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課)	四	
○県営住宅家賃規程の一部を改正する告示 (住宅課)	四	
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課)	一六	
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定 (事業管理課)	一八	
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	一八	
公安委員会		
○宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則	一八	
○宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等について	二一	
収用委員会		
○県道丸森柴田線坂津田事件公示送達	二一	

告 示

○宮城県告示第六十九号
情報公開条例(平成十一年宮城県条例第十号。以下「条例」という。)第三十八条第二項の規定により、特定出資団体等を次のとおり指定する。
なお、平成二十九年宮城県告示第五十三号(情報公開条例第三十八条第二項の規定による特定出資団体等の指定)は、廃止する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 条例第三十八条第二項第一号に掲げる出資団体等

- 仙台臨海鉄道株式会社
- 阿武隈急行株式会社
- 公益財団法人宮城県伊豆沼・内沼環境保全財団
- 公益財団法人宮城県環境事業公社
- 公益財団法人宮城県文化振興財団
- 公益財団法人慶長遣欧使節船協会
- 公益財団法人宮城県暴力団追放推進センター
- 公益財団法人宮城県社会福祉協議会
- 公益財団法人東北地域医療支援機構
- 公益財団法人宮城県腎臓協会
- 株式会社テクノプラザみやぎ
- 宮城県信用保証協会
- 公益財団法人みやぎ産業振興機構
- 公益財団法人宮城県国際化協会
- 一般財団法人みやぎ産業交流センター
- 株式会社仙台港貿易促進センター
- 宮城県漁業信用基金協会
- 公益財団法人みやぎ農業振興公社
- 公益財団法人翠生農学振興会
- 公益財団法人宮城県青果物価格安定相互補償協会
- 一般社団法人宮城県畜産協会

公益財団法人みやぎ林業活性化基金

一般社団法人宮城県林業公社

一般財団法人みやぎ建設総合センター

公益財団法人宮城県フェリー埠頭公社

宮城県開発株式会社

塩釜港開発株式会社

仙台空港鉄道株式会社

公益財団法人宮城県スポーツ振興財団

公益財団法人宮城県体育協会

二 条例第三十八条第二項第二号に掲げる出資団体等

一般財団法人宮城県地域医療情報センター

一般社団法人みやぎ医療福祉情報ネットワーク協議会

公益社団法人宮城県精神保健福祉協会

公益社団法人宮城県トラック協会

一般社団法人宮城県農業会議

公益財団法人宮城県水産振興協会

○宮城県告示第七十号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第十五条第一項の規定により産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請があったので、産業廃棄物処理施設等の設置及び維持管理に関する指導要綱（平成十年宮城県告示第七百三十七号。以下「要綱」という。）第三十条第一項の規定により告示し、同条第三項の規定により関係書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、要綱第三十二条第一項の規定により意見書を提出することができる。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 申請者の名称、所在地及び代表者の氏名

1 名称 株式会社佐沼生コン

2 所在地 宮城県登米市南方町内ノ目四十五番地

3 代表者の氏名 代表取締役 太田 陽平

二 産業廃棄物処理施設の設置の場所

宮城県登米市南方町内ノ目四十五番地

三 産業廃棄物処理施設の種類の
汚泥の脱水施設

四 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類の
汚泥

五 申請年月日

平成二十九年九月二十一日

六 縦覧場所等

1 縦覧場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

2 縦覧期間 平成三十年一月二十六日から平成三十年二月二十六日まで（午前八時三十分から午後五時十五分まで）

七 意見書の提出期限等

1 提出期限 平成三十年三月十二日

2 提出場所 東部保健福祉事務所（石巻保健所）

3 意見書に記載すべき事項 生活環境保全上の見地からの意見、提出者の氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）並びに対象施設の名称（日本語により記載すること。）

○宮城県告示第七十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の十九第二項の規定により指定障害児通所支援事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第二十一条の五の二十四の規定により告示する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号 〇四五〇八〇〇〇四〇

事業所の名称及び所在地 放課後等デイサービスビノキオ 角田市角田字南九十番地一

廃止する指定障害児通所支援の種類 放課後等デイサービス

設置者名 一般社団法人多機能型支援センターみなみの風

廃止年月日 平成三十年一月三十一日

○宮城県告示第七十二号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十九年十一月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年一月二十六日

事業所番号	〇四五〇八〇〇〇四〇
事業所の名称及び所在地	放課後等デイサービスビノキオ 角田市角田字南九十番地一
廃止する指定障害児通所支援の種類	放課後等デイサービス
設置者名	一般社団法人多機能型支援センターみなみの風
廃止年月日	平成三十年一月三十一日

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第七項の規定により、平成二十九年十一月に収去した飼料の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

栄養成分に関する検査
平成29年11月収去

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の内容
仙台飼料株式会社 本社工場 仙台市	同左	明治配合飼料白鳥後期70	H29.11	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	
仙台飼料株式会社 本社工場 仙台市	同左	フイー・ワンFOスター	H29.11	栄養成分等一粗たん白質、粗脂肪、粗繊維、粗灰分、カルシウム、りん	

(注) 飼料又は飼料添加物の区分の欄中「飼」とあるのは、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第27条第1項、第29条第2項又は第30条第2項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。

○宮城県告示第七十三号

道路占用料規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路占用料規程の一部を改正する告示

道路占用料規程(平成九年宮城県告示第四百六十五号)の一部を次のように改正する。

第三条の見出しを「(占用料を別に定める占用物件等)」に改め、同条第一項本文を次のように改める。

条例第二条第二項の規定に基づき占用料を別に定める占用物件及び当該占用物件に係る占用料の額は、次の各号に定めるとおりとする。

第三条第一項第二号中「第二条第一項」を「第二条第五項」に、「一般ガス事業又は同条第三項」を「一般ガス導管事業又は同条第九項」に、「簡易ガス事業」を「ガス製造事業」に改め、同項第九号中「額の」を「占用料の」に改め、同項第十七号中「第十九条各号」を「第二十四条各号」に改め、同条第二項中「の規定による免除」を「に規定する占用料の」に改める。

第五条に見出しとして「(占用料を別に定める占用物件等の申告)」を付し、同条中「による占用料の減免の申請」を「の適用を受けようとする者」に、「前二条の規定」を「第二条及び第三条に規定する占用物件」に、「付記して行う」を「付記する」に改める。

附則

(施行期日)

1 この告示は、平成三十年一月二十六日から施行する。
(経過措置)

2 旧一般ガスみなしガス小売事業者(電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号。以下「改正法」という。))附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。)が改正法附則第二十二條第一項の義務を負う間の旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る改正後の道路占用料規程第三條第一項第二号の規定の適用については、同号中「又は同条第九項に規定するガス製造事業」とあるのは、「同条第九項に規定するガス製造事業又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する指定旧供給区域等小売供給を行う事業」とする。

3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者(改正法附則第二十八條第一項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者をいう。以下同じ。)が改正法附則第二十八條第一項の義務を負う間の旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る改正後の道路占用料規程第三條第一項第二号の規定の適用については、同号中「又は同条第九項に規定するガス製造事業」とあるのは、「同条第九項に規定するガス製造事業又は電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十八條第一項に規定する指定旧供給地点小売供給を行う事業」とする。

○宮城県告示第七十四号

河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六條の二第一項の規定に基づき、二級河川七北田川

水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県仙台地方ダム総合事務所においてこれを公表する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七十五号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、二級河川高城川水系河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、宮城県庁（土木部河川課）、宮城県仙台土木事務所及び宮城県北部土木事務所においてこれを公表する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第七十六号

巨理町から巨理都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 巨理都市計画下水道

2 名称 巨理町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十七号

利府町から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画下水道

2 名称 利府町流域関連公共下水道

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第七十八号

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県営住宅家賃規程の一部を改正する告示

県営住宅家賃規程（昭和五十三年宮城県告示第二百八十号）の一部を次のように改正する。本則第一号の表を次のように改める。

住宅名		所在地	建設年度	構造	一戸当たり 住戸専用面 積(平方メ ートル)	利便性 数	応益係数	近傍同種の 住宅家賃
県営黒松第一住宅		仙台市	平成二年度	中層耐 火造	五六・一	〇・九五八七	〇・六九五三	五三、一〇〇円
同	同	同	同	同	六七・二	〇・九五八七	〇・八三三九	六二、七〇〇円
同	同	同	昭和四十四 年度	同	八六・〇	〇・九五八七	一・〇六五九	八〇、二〇〇円
同	同	同	同	同	三三・六	〇・九〇〇〇	〇・二七九五	一八、四〇〇円
同	同	同	同	同	四〇・二	〇・九〇〇一	〇・三三四五	一九、六〇〇円
同	同	同	平成六年度	同	五四・六	〇・九五〇〇	〇・七七七〇	九〇、三〇〇円
同	同	同	同	同	五四・六	〇・九五〇一	〇・七七七一	九〇、五〇〇円
同	同	同	同	同	五六・四	〇・九五〇一	〇・七三〇三	九三、三〇〇円
同	同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇〇	〇・八二〇九	一〇四、六〇〇円
同	同	同	同	同	六三・四	〇・九五〇一	〇・八二〇九	一〇四、八〇〇円
同	同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇〇	〇・八五四五	一〇九、〇〇〇円
同	同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇一	〇・八五四六	一〇八、八〇〇円
同	同	同	同	同	六六・〇	〇・九五〇一	〇・八五四六	一〇九、二〇〇円

県営桜ヶ丘住宅				県営折立住宅																
同				同																
同	同	同	昭 和 五 十 二 年 度	同	同	同	平 成 九 年 度	同	同	同	同	同	同	同	同	平 成 八 年 度	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五 六 ・ 五	四 五 ・ 七	四 五 ・ 七	四 五 ・ 一	七 九 ・ 七	六 九 ・ 〇	六 六 ・ 〇	五 六 ・ 九	七 九 ・ 七	七 六 ・ 二	六 九 ・ 〇	六 六 ・ 四	六 六 ・ 〇	六 三 ・ 四	五 六 ・ 九	五 五 ・ 〇	七 九 ・ 七	七 四 ・ 九	七 四 ・ 九	六 八 ・ 六	
〇 ・ 九 七 〇	〇 ・ 九 七 〇	〇 ・ 九 七 〇	〇 ・ 九 七 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	〇 ・ 九 五 〇	
〇 ・ 五 四 五 七	〇 ・ 四 四 一 三	〇 ・ 四 四 一 三	〇 ・ 四 三 五 五	〇 ・ 一 〇 六 九 三	〇 ・ 〇 ・ 九 二 五 八	〇 ・ 〇 ・ 八 八 五 五	〇 ・ 〇 ・ 七 六 三 四	〇 ・ 一 〇 五 八 六	〇 ・ 一 〇 二 三	〇 ・ 〇 ・ 九 一 六 五	〇 ・ 〇 ・ 八 八 二 〇	〇 ・ 〇 ・ 八 七 六 六	〇 ・ 〇 ・ 八 四 二	〇 ・ 〇 ・ 七 五 五 七	〇 ・ 〇 ・ 七 三 〇 五	〇 ・ 一 〇 三 三 一	〇 ・ 〇 ・ 九 六 九 九	〇 ・ 〇 ・ 九 六 九 八	〇 ・ 〇 ・ 八 八 八 三	
五 五、 三 〇〇 円	四 九、 六 〇〇 円	四 八、 〇 〇〇 円	四 八、 二 〇〇 円	二 六、 二 〇〇 円	一 一、 二 〇〇 円	一 〇、 六 〇〇 円	九、 一、 八 〇〇 円	一 三、 五 〇〇 円	二 八、 五 〇〇 円	一 一、 八 〇〇 円	一 一、 三、 二 〇〇 円	一 一、 二、 六 〇〇 円	一 〇、 七、 四 〇〇 円	九 七、 六 〇〇 円	九 三、 九 〇〇 円	一 三、 〇 一 〇〇 円	一 三、 一、 六 〇〇 円	一 三、 三、 三 〇〇 円	一 一、 三、 二 〇〇 円	

				県営新坂住宅 (身体障害者向け住宅)				県営新坂住宅											
				同				同											
同	昭 和 六 十 年 度	同	同	昭 和 五 十 九 年 度	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同	平 成 四 年 度	同	同	同	同	昭 和 五 十 四 年 度	同	同	同
同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同
六 七 ・ 四	五 六 ・ 六	八 三 ・ 八	七 一 ・ 三	五 六 ・ 六	六 二 ・ 四	五 四 ・ 五	五 二 ・ 九	七 六 ・ 八	六 三 ・ 六	六 三 ・ 六	五 四 ・ 二	七 三 ・ 五	六 二 ・ 七	六 一 ・ 三	五 九 ・ 二	四 四 ・ 九	六 五 ・ 三	五 七 ・ 〇	五 六 ・ 五
〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 〇 三	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 六 七 〇	〇 ・ 九 一 七 〇	〇 ・ 九 一 七 〇	〇 ・ 九 一 七 〇	〇 ・ 九 一 七 〇	〇 ・ 九 一 七 〇	〇 ・ 九 〇 七 〇	〇 ・ 九 〇 七 〇	〇 ・ 九 〇 七 〇
〇 ・ 七 三 三 五	〇 ・ 六 一 六 〇	〇 ・ 八 九 八 八	〇 ・ 七 六 四 七	〇 ・ 六 〇 七 〇	〇 ・ 六 六 三 七	〇 ・ 五 七 九 六	〇 ・ 五 六 二 六	〇 ・ 九 八 六 二	〇 ・ 八 一 六 六	〇 ・ 八 一 六 六	〇 ・ 六 九 五 九	〇 ・ 七 四 二 三	〇 ・ 六 三 三 四	〇 ・ 六 一 八 二	〇 ・ 五 九 七 一	〇 ・ 四 五 三 八	〇 ・ 六 三 〇 七	〇 ・ 五 五 〇 五	〇 ・ 五 四 五 七
六 四、 八 〇〇 円	五 三、 八 〇〇 円	七 九、 〇 〇〇 円	六 七、 一 〇〇 円	五、 三、 三 〇〇 円	六、 一、 三 〇〇 円	五、 四、 四 〇〇 円	五、 二、 四 〇〇 円	九、 六、 〇 〇〇 円	七、 九、 六 〇〇 円	七、 九、 五 〇〇 円	六、 七、 九 〇〇 円	六、 九、 三 〇〇 円	五、 九、 五 〇〇 円	五、 八、 二 〇〇 円	五、 六、 二 〇〇 円	四、 三、 二 〇〇 円	六、 六、 一 〇〇 円	五、 五、 五 〇〇 円	五、 九、 七 〇〇 円

県営支倉住宅						県営広瀬住宅 (身体障害者向け住宅)	県営広瀬住宅													
同						同	同													
同	同	同	同	同	平成二年度	昭和五十九年度	同	同	同	同	同	昭和六十三年度	同	同	同	同	昭和六十二年度	同	同	同
同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六五・八	六五・八	六五・三	五三・三	五二・八	五二・四	七一・三	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八四・八	八一・四	七一・三	六七・四	五六・六	八三・八	八一・四	七一・三	
〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九五三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	〇・九〇三二	
〇・八二四一	〇・八二四一	〇・八一七八	〇・六六七五	〇・六六一二	〇・六五六二	〇・八〇七〇	〇・九六三三	〇・九二四六	〇・八〇九九	〇・七六五六	〇・六四九九	〇・九四九八	〇・九一二七	〇・七九八六	〇・七五四九	〇・六三三九	〇・九二一〇	〇・八八五九	〇・七七六〇	
六二、四〇〇円	六二、〇〇〇円	六一、六〇〇円	五〇、六〇〇円	四九、九〇〇円	四九、八〇〇円	六七、二〇〇円	八一、〇〇〇円	七七、三〇〇円	六八、八〇〇円	六四、六〇〇円	五四、七〇〇円	八三、一〇〇円	七九、一〇〇円	六九、四〇〇円	六五、九〇〇円	五五、三〇〇円	七九、六〇〇円	七七、七〇〇円	六七、六〇〇円	

県営岩切住宅		県営蒲生住宅				県営梶の杜住宅										県営安養寺住宅 (身体障害者向け住宅)				
同		同				同										同				
同	同	同	同	昭和五十八年度	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和五十七年度	昭和四十五年度	昭和四十四年度	同	同	同	同	
同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	中層耐火造	同	簡易耐火造	同	同	同	同
六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七六・一	六七・三	六一・二	五一・三	五〇・四	七七・七	七五・三	六一・七	五一・五	三一・四	三一・四	七九・四	六八・〇	六六・〇	六六・〇	
〇・九〇〇〇	〇・九〇〇〇	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九〇〇九	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五六〇	〇・九五二四	〇・九五二四	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	〇・九六八七	
〇・七二〇三	〇・六三三九	〇・七六一〇	〇・六八〇九	〇・六三七七	〇・八三八四	〇・七四二五	〇・六七四三	〇・五六五二	〇・五五五二	〇・八五六一	〇・八二九六	〇・六七九八	〇・五六七四	〇・一八二九	〇・一七四八	〇・九九四四	〇・八五一六	〇・八二六五	〇・八二六五	
六二、〇〇〇円	五五、二〇〇円	六八、六〇〇円	六一、五〇〇円	五七、七〇〇円	八三、〇〇〇円	七三、五〇〇円	六五、九〇〇円	五六、〇〇〇円	五五、一〇〇円	八三、七〇〇円	八二、二〇〇円	六五、四〇〇円	五五、二〇〇円	三三、〇〇〇円	三三、四〇〇円	七五、四〇〇円	六四、一〇〇円	六二、五〇〇円	六二、二〇〇円	

県営太白住宅					県営六丁目東住宅					県営六丁目住宅	県営中倉住宅 (身体障害者向け住宅)	県営中倉住宅	県営燕沢住宅							
同					同					同	同	同	同							
同	昭和三十九年度	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	同	同	同	同	昭和三十九年度 中層耐火造	同	同	同	同	同	昭和三十九年度 高層耐火造	昭和三十九年度 中層耐火造	同	昭和三十九年度 高層耐火造	昭和三十九年度 同	昭和三十九年度 同	昭和三十九年度 同	昭和三十九年度 同	昭和三十九年度 同	昭和三十九年度 同
四〇・三	四〇・三	五九・三	五七・〇	五九・三	五五・九	八二・四	七九・九	七八・五	六七・七	六五・二	五二・五	六〇・七	五九・二	五九・二	六二・三	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	六〇・一
〇・九一八一	〇・九一八一	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九〇二二	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九一〇七	〇・九一四五	〇・九一七七	〇・九一三七	〇・九一三七	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九二二九
〇・三〇九六	〇・三〇九六	〇・五七七八	〇・五五五四	〇・五六八四	〇・五三三八	〇・九一七五	〇・八八九七	〇・八七四〇	〇・七五三八	〇・七五五九	〇・五八四五	〇・六三九七	〇・六四三四	〇・六一〇三	〇・六四三三	〇・七四四三	〇・六五三九	〇・七三三四	〇・六四四四	〇・六四四四
二七、六〇〇円	二六、六〇〇円	四三、五〇〇円	四三、一〇〇円	四三、八〇〇円	四一、五〇〇円	八九、四〇〇円	八六、四〇〇円	八六、五〇〇円	七三、九〇〇円	七〇、八〇〇円	五七、六〇〇円	五八、三〇〇円	五六、五〇〇円	五六、〇〇〇円	五四、四〇〇円	七二、〇〇〇円	六三、六〇〇円	六八、七〇〇円	六〇、七〇〇円	六〇、七〇〇円

県営特監第一住宅 (身体障害者向け住宅)					県営特監第一住宅								県営黒松第三住宅			県営黒松第二住宅				
同					同								同			同				
同	同	昭和三十九年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四〇・八	四〇・八	四〇・八	四〇・二	四〇・二	八〇・五	七九・九	七九・六	七九・四	六三・一	五七・六	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・二	四〇・三	四〇・三	四〇・三	四〇・三
〇・九六八九	〇・九六八九	〇・九二二九	〇・九二二九	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九六四三	〇・九一四三	〇・九一八四	〇・九一八四	〇・九一八一	〇・九一八一	〇・九一八一	〇・九一八一
〇・四六四四	〇・四三七〇	〇・三五七〇	〇・三四五三	〇・四五九一	〇・九三〇九	〇・八八六一	〇・九〇九一	〇・八一四九	〇・七四六四	〇・六八八三	〇・四五九一	〇・四六四八	〇・四四五八	〇・三四六二	〇・三三四八	〇・三三八三	〇・三三三六	〇・三三三六	〇・三三三六	〇・三三三〇
五二、六〇〇円	四〇、二〇〇円	二五、二〇〇円	三三、七〇〇円	五五、九〇〇円	一一、一六〇〇円	九二、九〇〇円	一一、九〇〇円	七五、七〇〇円	九六、八〇〇円	九四、五〇〇円	五五、九〇〇円	五五、八〇〇円	四六、六〇〇円	二六、〇〇〇円	二七、九〇〇円	二五、七〇〇円	二九、二〇〇円	二七、八〇〇円	二六、六〇〇円	二六、六〇〇円

		県営加茂住宅			県営将監第五住宅				県営将監第四住宅		県営将監第三住宅			県営将監第二住宅					
		同			同				同		同			同					
同	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 七 年 度	昭 和 五 十 五 年 度	昭 和 五 十 八 年 度	同	昭 和 五 十 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	同	昭 和 四 十 七 年 度	同	昭 和 四 十 九 年 度	昭 和 四 十 七 年 度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	簡 易 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・七	六〇・五	六八・四	六〇・一	五七・〇	六〇・七	六一・四	六一・四	五七・九	四四・六	四三・五	四三・五	四四・六	四四・六	四三・五	八一・七	七九・九	六四・三	五八・二	四〇・八
〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇七六	〇・九〇七六	〇・九〇七六	〇・九一三九	〇・九一六	〇・九一六	〇・九三九	〇・九三九	〇・九一六	〇・九一六	〇・九四二	〇・九四二	〇・九四二	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九	〇・九六一九
〇・六四五二	〇・六四三九	〇・七二五五	〇・六二八七	〇・五七八一	〇・六四九〇	〇・五七七八	〇・五七六四	〇・五三五六	〇・四二二五	〇・四六五六	〇・三八七四	〇・四九三六	〇・四二二七	〇・三八八六	〇・九三八六	〇・九〇九七	〇・七三八七	〇・六六八六	〇・四六八七
五九、六〇〇円	五九、四〇〇円	六一、九〇〇円	五五、一〇〇円	四九、二〇〇円	六五、〇〇〇円	四三、五〇〇円	四三、一〇〇円	四一、四〇〇円	三四、一〇〇円	四五、五〇〇円	三〇、五〇〇円	四五、六〇〇円	三〇、六〇〇円	三一、三〇〇円	一〇七、三〇〇円	一〇五、三〇〇円	八一、四〇〇円	七九、六〇〇円	五三、六〇〇円

		県営黒松第四住宅		県営加茂第三住宅		県営七北田住宅				県営虹の丘住宅		県営加茂第二住宅							
		同		同		同				同		同							
同	同	平 成 三 年 度	同	同	平 成 元 年 度	同	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	昭 和 六 十 一 年 度	同	同	昭 和 六 十 三 年 度	同	同	昭 和 六 十 年 度	同	
同	同	同	同	同	中 層 耐 火 造	同	同	同	高 層 耐 火 造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	
六六・七	五五・六	五〇・六	六八・四	六〇・一	六八・四	六〇・一	七五・六	七四・四	六六・四	五六・九	六八・四	六〇・一	七二・二	六四・六	六〇・五	七二・二	六四・六	六〇・五	六四・六
〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九五七七	〇・九二八八	〇・九二八八	〇・九二七九	〇・九二七九	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九一九三	〇・九一九三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三	〇・九〇八三
〇・八三七〇	〇・六九七七	〇・六三四九	〇・八一〇二	〇・七一一九	〇・八〇〇七	〇・七〇三五	〇・九五〇八	〇・九三五六	〇・八三五一	〇・七六八八	〇・六七五五	〇・八二四八	〇・七三八〇	〇・七三八〇	〇・六九一一	〇・七九〇三	〇・七七一	〇・六六三三	〇・六八六五
六九、八〇〇円	五八、〇〇〇円	五三、〇〇〇円	六五、一〇〇円	五八、七〇〇円	六三、五〇〇円	五六、五〇〇円	八五、二〇〇円	七九、八〇〇円	七五、五〇〇円	六五、八〇〇円	七七、七〇〇円	六八、二〇〇円	六九、三〇〇円	六二、一〇〇円	五八、七〇〇円	七一、八〇〇円	六四、四〇〇円	六〇、五〇〇円	六三、二〇〇円

					県営松陵住宅															
					同															
同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	六六・七	五五・六	五〇・六	八一・九	七〇・六	六七・七	五八・五	五七・七	七九・八	
〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	〇・九五七	
〇・六三七〇	〇・六三三〇	〇・六三〇〇	〇・五二六九	〇・五〇四八	一・〇六九一	〇・九二二五	〇・八八三七	〇・七六三六	〇・七五三二	一・〇四一六	〇・八七〇六	〇・七五七七	〇・六六〇四	一・〇二七八	〇・八八六〇	〇・八四九六	〇・七三四一	〇・七二四〇	一・〇〇一四	
七八、二〇〇円	七九、〇〇〇円	七九、六〇〇円	六六、〇〇〇円	六三、五〇〇円	一一〇、七〇〇円	一〇四、一〇〇円	一〇〇、一〇〇円	八五、七〇〇円	八五、三〇〇円	一一四、一〇〇円	九一、二〇〇円	七四、三〇〇円	七〇、四〇〇円	八七、一〇〇円	七五、一〇〇円	七二、〇〇〇円	六〇、八〇〇円	八三、九〇〇円		

県営石巻水押住宅	県営石巻蛇田住宅																		
	石巻市																		
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
昭 和 五 十 年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
四四・六	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八	六三・六	六三・一	六二・九	五二・六	五〇・四	七九・四	七四・八	六六・七	六六・一	六五・九	六五・五	六三・八
〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七	〇・九九七
〇・三三九三	〇・八〇五七	〇・七五九〇	〇・六七六八	〇・六七〇七	〇・六六八七	〇・六六四六	〇・六四七四	〇・六四五四	〇・六四〇三	〇・六三八二	〇・五三三七	〇・五一一四	〇・七九五三	〇・七四九二	〇・六六八一	〇・六六二一	〇・六六一一	〇・六六一一	〇・六三九一
三三、三〇〇円	一〇五、〇〇〇円	九八、〇〇〇円	九〇、七〇〇円	八七、五〇〇円	八八、二〇〇円	八八、八〇〇円	八四、九〇〇円	八三、八〇〇円	八四、七〇〇円	八五、三〇〇円	七〇、七〇〇円	六八、一〇〇円	九八、〇〇〇円	九一、四〇〇円	八四、七〇〇円	八一、七〇〇円	八二、三〇〇円	八二、九〇〇円	七九、二〇〇円

県宮石巻門脇住宅	県宮桃生申津山住宅	県宮河南鹿又住宅	県宮石巻吉野住宅(身体障害者向け住宅)	県宮石巻吉野住宅							県宮石巻鹿妻住宅								
同	同	同	同	同							同								
昭和六十三年度	平成二年度	昭和六十三年	同	昭和五十八年度	同	同	同	同	同	同	昭和五十九年度	同	同	同	昭和五十三年	同	昭和五十二年	昭和五十一年	同
中層耐火造	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同
六〇・一	六六・四	六六・四	六四・六	六〇・五	六三・二	七七・二	七七・二	七四・九	六三・二	六二・二	四九・五	六六・七	五九・三	五五・九	四五・〇	五五・九	五五・九	五五・九	五一・二
〇・九三五四	〇・九一六八	〇・九一六八	〇・九八一	〇・九八一	〇・九六七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九三七	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇九	〇・九二〇六	〇・九二〇六	〇・九二〇六	〇・九二七一
〇・五三〇三	〇・五二八三	〇・五〇三四	〇・五〇四四	〇・四八七四	〇・五四三五	〇・六三五一	〇・六二八二	〇・六〇九六	〇・五二四三	〇・五〇六二	〇・四〇二八	〇・四九八六	〇・四四三三	〇・四一七九	〇・三三六四	〇・四一一一	〇・四一一〇	〇・四〇四二	〇・三六六五
五二、七〇〇円	四〇、三〇〇円	三九、四〇〇円	五六、三〇〇円	五三、一〇〇円	五五、七〇〇円	七一、六〇〇円	七一、六〇〇円	六八、六〇〇円	五八、八〇〇円	五七、四〇〇円	四六、二〇〇円	四三、二〇〇円	三八、五〇〇円	三六、五〇〇円	三〇、〇〇〇円	三七、六〇〇円	三七、六〇〇円	三五、六〇〇円	三五、六〇〇円

県宮塩釜清水沢住宅				県宮石巻渡波住宅(老人世帯向け住宅)				県宮石巻渡波住宅				県宮石巻西境谷地住宅				県宮石巻黄金浜住宅			
塩竈市				同				同				同				同			
平成四年度	同	同	同	平成元年度	同	同	昭和五十一年	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	平成四年度	同	平成二年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五一・〇	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	五七・九	五一・二	三二・七	五七・九	五一・二	六五・三	五五・八	七七・八	六五・三	七二・八	六六・八	四八・三	六八・四	六〇・一	六八・四
〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九三四六	〇・九二一六	〇・九七一六	〇・九七一六	〇・九七一六	〇・九七一七	〇・九七一七	〇・九七一七	〇・九七一七	〇・九七二二	〇・九七二二
〇・四七九八	〇・七二二〇	〇・五八三六	〇・五七八二	〇・四六〇七	〇・四二五〇	〇・三七五八	〇・二四〇〇	〇・四一七九	〇・三六九五	〇・六七二〇	〇・五七四二	〇・八〇〇七	〇・六七二〇	〇・七〇四五	〇・六四六四	〇・四六七四	〇・六一四九	〇・五四〇三	〇・六〇三五
四九、九〇〇円	五四、七〇〇円	四五、五〇〇円	四五、一〇〇円	三六、〇〇〇円	三四、六〇〇円	三三、二〇〇円	三三、八〇〇円	三一、五〇〇円	二八、七〇〇円	九七、八〇〇円	八三、八〇〇円	一一六、三〇〇円	九七、八〇〇円	五二、〇〇〇円	五一、八〇〇円	三六、〇〇〇円	四四、八〇〇円	三九、九〇〇円	五九、七〇〇円

県営白石寿山住宅	県営本吉大沢住宅	宅 県営気仙沼鹿折住宅				県営塩釜舟入住宅					宅 県営塩釜天満崎住宅	県営塩釜北浜住宅	県営塩釜康塚住宅						
白石市	同	気仙沼市				同					同	同	同						
昭和三十九年度	同	平成元年度	昭和三十三年度	昭和三十五年度	昭和三十九年度	同	同	同	同	同	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
中層耐火造	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同
四六・五	六八・八	六六・四	五二・五	五二・五	五一・二	七九・九	七九・二	六九・〇	六八・七	六八・四	五七・〇	六一・八	五九・三	六三・一	五九・三	五七・〇	七七・七	六四・六	六四・〇
〇・九一六五	〇・九一五一	〇・九一五一	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九一四八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三八	〇・九三三三	〇・九三三三	〇・九三三五	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九四四六	〇・九四四六	〇・九四四六
〇・三〇一九	〇・四九七九	〇・四八〇六	〇・三六三八	〇・三五二〇	〇・三四三三	〇・六八五八	〇・六七九八	〇・五九三三	〇・五八九七	〇・五八七一	〇・四八九二	〇・四九〇四	〇・四七〇六	〇・四九三二	〇・四六四七	〇・四四六七	〇・七三〇九	〇・六〇七七	〇・六〇二二
二一、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	四一、九〇〇円	三三、三〇〇円	三三、六〇〇円	三一、一〇〇円	六七、九〇〇円	六七、一〇〇円	五八、七〇〇円	五八、四〇〇円	五八、一〇〇円	四八、五〇〇円	三九、二〇〇円	三六、八〇〇円	三六、六〇〇円	三六、七〇〇円	三五、六〇〇円	七五、九〇〇円	六三、二〇〇円	六二、六〇〇円

宅 県営名取谷津山住宅						県営名取取が丘 四丁目住宅				宅 県営名取飯野坂住宅						県営名取田高住宅			
同						同				同						名取市			
同	同	同	同	同	平成五年度	同	同	同	平成七年度	同	同	同	同	同	平成四年度	同	同	昭和三十九年度	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・四	六七・五	六五・五	六五・一	五八・一	五五・一	七八・六	七〇・四	六五・七	五五・〇	七九・九	七三・〇	七二・八	六六・八	六三・五	四八・三	五五・九	五二・五	五一・二	四六・五
〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六三〇	〇・九六四五	〇・九六四五	〇・九六四五	〇・九六四五	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九六九四	〇・九六九四	〇・九六九四	〇・九六六五
〇・七〇九〇	〇・六九九六	〇・六七八九	〇・六七四八	〇・六〇三三	〇・五七一	〇・八三七二	〇・七四九九	〇・六九九八	〇・五八五八	〇・八一六七	〇・七四六一	〇・七四四一	〇・六八二七	〇・六四九一	〇・四九三六	〇・四三三三	〇・四〇八七	〇・三九八六	〇・三〇一九
七八、六〇〇円	七八、九〇〇円	七五、八〇〇円	七六、八〇〇円	六六、九〇〇円	六四、〇〇〇円	一一〇、三〇〇円	一〇〇、七〇〇円	九四、一〇〇円	八一、四〇〇円	六八、五〇〇円	六〇、三〇〇円	六〇、三〇〇円	六〇、一〇〇円	五四、五〇〇円	四一、五〇〇円	三七、二〇〇円	三四、五〇〇円	三三、八〇〇円	二七、三〇〇円

県宮多賀城八幡住宅							県宮角田横倉住宅		県宮名取増田住宅				県宮名取手倉田第二住宅						
多賀城市							角田市		同				同						
同	同	昭和六十年	昭和四十一年	昭和三十五年	昭和三十四年	昭和三十二年	同	平成五年度	同	同	平成三年度	昭和六十一年	昭和六十年	同	同	平成二十五年	昭和五十六年	同	同
同	同	高層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
六八・九	六二・〇	五三・六	四〇・三	三六・四	三六・四	三六・四	七四・四	六四・四	七九・九	六七・二	五六・一	六〇・七	六〇・七	七六・七	六五・〇	三八・〇	六一・八	七九・六	七四・九
〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九九四九	〇・九四四九	〇・九四四九	〇・九九四五	〇・九九四五	〇・九九四五	〇・九九四五	〇・九六三〇	〇・九六三〇
〇・六五五八	〇・五九〇一	〇・五二〇二	〇・二七七五	〇・二二〇四	〇・二二五三	〇・二二〇三	〇・六六五七	〇・五七六二	〇・八三三三	〇・七〇〇八	〇・五八五〇	〇・五六一〇	〇・五五五九	〇・九二〇五	〇・七八〇〇	〇・四五六〇	〇・五二九九	〇・八二五一	〇・七七六四
六一、九〇〇円	五六、八〇〇円	四九、一〇〇円	一七、九〇〇円	一二、七〇〇円	一一、八〇〇円	一〇、九〇〇円	九四、七〇〇円	八三、五〇〇円	五九、〇〇〇円	四九、六〇〇円	四一、八〇〇円	四九、九〇〇円	四八、六〇〇円	一一三、一〇〇円	一〇三、六〇〇円	六〇、五〇〇円	四四、六〇〇円	九一、二〇〇円	八六、五〇〇円

県宮岩沼亀塚住宅							県宮多賀城浮島住宅				県宮多賀城中峯元住宅		県宮多賀城大代住宅					
岩沼市							同				同		同					
昭和五十一年	同	同	同	昭和五十年	同	同	昭和四十九年	昭和四十七年	同	同	昭和三十三	昭和三十二年	昭和三十年	平成三年度	同	同	昭和三十二年	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	中層耐火造	同
五一・三	五一・二	四六・五	四六・五	四六・五	五七・九	四六・五	四四・六	四三・五	六六・七	五五・九	四五・〇	五七・〇	四六・五	六八・〇	五五・〇	七八・三	六八・二	六八・九
〇・九三八二	〇・九三八二	〇・九八八二	〇・九三八二	〇・九三八二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九五〇〇	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九四二二	〇・九二七六	〇・九六三三	〇・九六三三	〇・九二九二	〇・九二九二	〇・九二九二
〇・三七八〇	〇・三七〇九	〇・三八六二	〇・三三六九	〇・三三六九	〇・四一四二	〇・三三三五	〇・三二八九	〇・三二二八	〇・五七八一	〇・四八四五	〇・三九〇〇	〇・四八六〇	〇・三七三四	〇・七七八七	〇・五八九四	〇・七五六一	〇・六五八六	〇・六五五八
三三、七〇〇円	二九、四〇〇円	四六、七〇〇円	三一、九〇〇円	二九、〇〇〇円	二八、八〇〇円	三三、二〇〇円	三三、二〇〇円	三三、六〇〇円	四六、〇〇〇円	三八、八〇〇円	三一、七〇〇円	三九、五〇〇円	三一、四〇〇円	五四、五〇〇円	四四、三〇〇円	七四、一〇〇円	六四、八〇〇円	六二、七〇〇円

県営追萩洗住宅							県営登米前舟橋住宅	県営若沼千貫住宅					県営若沼相の原住宅(身体障害者向け住宅)		県営若沼相の原住宅				
同							登米市	同					同		同				
同	同	平成七年度	同	同	同	平成四年度	平成三年度	同	昭和六十一年度	同	昭和五十五年度	同	昭和五十一年度	昭和五十六年度	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
五六・〇	六九・〇	六六・〇	七八・三	六五・二	六四・七	五一・六	六八・七	六八・四	六〇・一	六七・五	五九・二	五七・九	五七・九	六一・八	五七・九	五七・九	五七・九	五一・三	五一・三
一・〇〇〇〇〇	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九九五九	〇・九八六一	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九三三四	〇・九八八二	〇・九八八二	〇・九二九五	〇・九八八二	〇・九三八二	〇・九三八二	〇・九八八二	〇・九三八二
〇・五四一一	〇・六六四〇	〇・六三五一	〇・七二四八	〇・六〇三五	〇・五九八九	〇・四七七六	〇・五五八一	〇・五七九二	〇・五〇八九	〇・五三三三	〇・四五八一	〇・四四九四	〇・四四九四	〇・四八八九	〇・四八二九	〇・四二六六	〇・四二六六	〇・四二八八	〇・三七八〇
八一、二〇〇円	九〇、四〇〇円	八七、四〇〇円	五二、七〇〇円	四三、八〇〇円	四三、八〇〇円	三四、八〇〇円	五〇、二〇〇円	五一、〇〇〇円	四四、六〇〇円	四四、六〇〇円	三九、二〇〇円	三七、七〇〇円	三七、〇〇〇円	四六、四〇〇円	五一、八〇〇円	三七、七〇〇円	三七、〇〇〇円	四六、二〇〇円	三三、一〇〇円

県営鳴瀬中央住宅	県営鳴瀬小野住宅	県営矢本下浦住宅							県営若柳新堤下住宅	県営築館久伝住宅			県営鷲沢柳沢住宅		県営築館萩沢住宅	県営若柳川南第二住宅	県営築館萩沢住宅	県営若柳川南住宅	
同	同	東松島市							同	同			同		同	同	同	栗原市	
昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十三年度	昭和三十二年度	昭和三十一年度	同	昭和三十年	同	同	同	平成四年度	平成三年度	平成二年度	同	平成元年度	昭和三十六年度	同	同
同	同	木造	同	同	同	同	同	中層耐火造	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	木造	同	同	同
六七・五	六七・五	六七・五	五九・三	五七・〇	五七・〇	五五・九	五一・二	四六・五	七七・六	六八・〇	六五・三	五六・九	七一・六	七一・六	六八・四	六七・二	六一・八	七九・四	六七・四
〇・九三三六	〇・九一九六	〇・九一九六	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九四三七	〇・九七七八	〇・九七三九	〇・九七三九	〇・九七三九	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九六五五	〇・九六五五	〇・九四四二	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇
〇・四八二二	〇・四六七三	〇・四五五四	〇・四二四〇	〇・四〇七五	〇・四〇〇九	〇・三八六七	〇・三四八二	〇・三一六三	〇・六三〇三	〇・六一五五	〇・五九一一	〇・五五五〇	〇・五六三五	〇・五五四〇	〇・五〇二二	〇・四九五四	〇・四五三七	〇・七六七三	〇・六五二三
四三、九〇〇円	三五、九〇〇円	二六、三〇〇円	四二、〇〇〇円	四〇、六〇〇円	三七、六〇〇円	三七、四〇〇円	三三、一〇〇円	三〇、八〇〇円	九〇、五〇〇円	四八、八〇〇円	四六、九〇〇円	四〇、八〇〇円	四二、四〇〇円	四〇、八〇〇円	四二、八〇〇円	四二、〇〇〇円	四一、五〇〇円	一〇六、三〇〇円	九二、八〇〇円

県営古川李塚住宅								県営三本木西浦住宅	県営古川福浦住宅			県営鹿島台福戸住宅			県営鳴瀬中央第二住宅	県営矢本赤井住宅			
同								同	同			大崎市			同	同			
同	平成十四年度	同	平成十年度	同	同	同	平成四年度	平成元年度	同	同	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	平成八年度	同	平成三年度	同	平成二年度	
同	高層耐火造	同	中層耐火造	同	同	同	高層耐火造	同	同	同	木造	同	同	中層耐火造	同	同	同	同	
六五・一	六三・二	七八・九	六七・一	七七・三	六八・八	六八・七	六〇・三	六七・五	六九・二	六八・八	六八・〇	五五・九	五七・九	五一・二	七九・四	七三・三	七二・九	七三・三	
〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九二二四	〇・九二二〇	〇・九二二〇	〇・九二二〇	〇・九一九一	〇・九一九一	〇・九一九一	〇・九六二〇	〇・九七八一	〇・九七八一	〇・九七八一	
〇・六三八〇	〇・六一九四	〇・七六〇四	〇・六四六七	〇・六九七五	〇・六二〇七	〇・六一九九	〇・五四四〇	〇・四九一九	〇・四九一九	〇・四八九一	〇・四八三四	〇・三七六六	〇・三八三五	〇・三三九一	〇・六六五一	〇・五九〇六	〇・五八七四	〇・五八〇七	
九七、〇〇〇円	九五、〇〇〇円	一一八、九〇〇円	一〇五、八〇〇円	五三、一〇〇円	四九、八〇〇円	四九、八〇〇円	四一、四〇〇円	三八、九〇〇円	四三、一〇〇円	四三、〇〇〇円	四三、〇〇〇円	三三、八〇〇円	三四、〇〇〇円	三一、九〇〇円	九三、二〇〇円	三六、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	三四、七〇〇円	

県営古川李塚住宅(老人世帯向け住宅)			県営松山金谷住宅			県営蔵王井戸井住宅			県営大河原上谷住宅			県営大河原結ヶ丘住宅			県営村田石生住宅		
同			同			刈田郡蔵王町			柴田郡大河原町			同			柴田郡村田町		
同	昭和三十四年度	昭和三十五年度	昭和三十六年度	昭和三十七年度	昭和三十八年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度	昭和三十九年度
同	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造	高層耐火造
七五・一	五四・六	六五・一	七七・八	七七・八	七八・二	七六・九	六五・三	六八・〇	六六・〇	六九・〇	五一・二	七四・七	七五・一	七九・五	七九・九	六六・二	六六・二
〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九七〇七	〇・九六二八	〇・九六二八	〇・九六二八	〇・九八二三	〇・九八二三	〇・九八二三	〇・九八二三	〇・九八二三	〇・九二二一	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九五五三	〇・九五五七	〇・九五五七
〇・七三六〇	〇・五六二二	〇・六三八〇	〇・六三三五	〇・六三三五	〇・六三三七	〇・五一九〇	〇・五九五六	〇・六二〇二	〇・六一七九	〇・六四六〇	〇・三三三五	〇・六〇八〇	〇・六一二二	〇・六四七〇	〇・六五〇三	〇・四〇五六	〇・四一八五
一〇七、一〇〇円	九一、九〇〇円	九七、〇〇〇円	八八、一〇〇円	八八、一〇〇円	八八、六〇〇円	四三、四〇〇円	四九、八〇〇円	五一、八〇〇円	八二、八〇〇円	八五、七〇〇円	三三、六〇〇円	一一〇、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一一七、一〇〇円	一一七、七〇〇円	二五、七〇〇円	二六、六〇〇円

	県営丸森神明住宅			県営柴田榎木住宅 (老人世帯向け住宅)			県営柴田榎木住宅 (身体障害者向け住宅)			県営柴田榎木住宅			県営柴田東船岡住宅		県営柴田船迫住宅					
	伊具郡丸森町			同			同			同			同		柴田郡柴田町					
昭和五十二年	平成元年度	昭和六十三年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	平成九年度	同	同	同	同	平成四年度	同	
中層耐火造	同	木造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	高層耐火造	中層耐火造	同	同	同	同	高層耐火造	中層耐火造	同	木造	同	同	同	同
五・一・三	六九・六	六九・六	五八・九	五〇・五	五〇・五	六八・八	五〇・五	五〇・五	七八・九	六八・八	六八・八	五八・九	六八・八	六八・八	七六・六	七四・七	七二・八	六六・八	四八・三	六四・六
〇・九四九一	〇・九五八七	〇・九五八七	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九九三三	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九八七九	〇・九八七九	〇・九八七九	〇・九三七九
〇・三六二九	〇・五二七七	〇・五二五〇	〇・五七七七	〇・四九五三	〇・四九五三	〇・六七四八	〇・四九五三	〇・四九五三	〇・七三七九	〇・六七四八	〇・六七四八	〇・五七七七	〇・六七四八	〇・六七四八	〇・六〇六三	〇・五九一三	〇・六六八五	〇・六三三四	〇・四四三五	〇・五三三四
三六、三〇〇円	四二、一〇〇円	四一、三〇〇円	九五、四〇〇円	八一、二〇〇円	八一、六〇〇円	一一、二〇〇円	八一、二〇〇円	八一、六〇〇円	二七、四〇〇円	一一、二〇〇円	一一〇、七〇〇円	九五、〇〇〇円	一一、二〇〇円	八六、九〇〇円	八六、九〇〇円	五五、七〇〇円	五五、四〇〇円	三八、五〇〇円	四七、七〇〇円	

県営中新田羽場住宅			県営中新田田川住宅			県営大和吉岡南住宅			県営七ヶ浜松ヶ浜住宅						県営七ヶ浜遠山住宅		県営亘理下茨田住宅			
同			加美郡加美町			黒川郡大和町			同						宮城県七ヶ浜町		亘理郡亘理町			
平成八年度	同	平成五年度	同	平成四年度	同	平成五年度	同	同	同	同	同	同	同	同	平成二年度	昭和四十九年度	昭和六十三年	昭和六十一年	昭和六十年	昭和五十五年
同	同	同	同	木造	同	中層耐火造	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
七八・七	七六・六	七四・七	七三・六	六八・七	六九・〇	六六・〇	七五・六	六五・五	六四・七	五五・四	七七・七	六四・六	六四・〇	五一・〇	四六・五	六〇・七	六〇・七	六〇・七	六〇・七	五七・〇
〇・九七六一	〇・九七六一	〇・九七六一	〇・九七六一	〇・九七六一	一・〇〇〇〇	一・〇〇〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九五〇〇	〇・九四九一	〇・九四九一	〇・九四九一	〇・九四九一
〇・六六八九	〇・六三〇〇	〇・六一四四	〇・五九八六	〇・五五八七	〇・六四九八	〇・六二二五	〇・六五八七	〇・五七七七	〇・五六三七	〇・四八二七	〇・六六八〇	〇・五五五四	〇・五五〇二	〇・四三八四	〇・三三二九	〇・五〇七二	〇・四九三〇	〇・四九三〇	〇・四八六〇	〇・四三三一
一一〇、二〇〇円	八七、五〇〇円	八五、四〇〇円	五〇、一〇〇円	四六、七〇〇円	八二、二〇〇円	七九、四〇〇円	六二、一〇〇円	五三、八〇〇円	五三、一〇〇円	四五、五〇〇円	六六、五〇〇円	五五、三〇〇円	五四、七〇〇円	四三、六〇〇円	三三、〇〇〇円	四四、七〇〇円	四六、二〇〇円	四三、〇〇〇円	三六、〇〇〇円	

県営浦谷中島住宅	遠田郡浦谷町	昭和五十六年度	中層耐火造	五九・二	〇・九〇六二	〇・四二六二	三九、四〇〇円
県営浦谷田町裏住宅	同	同	同	六七・五	〇・九〇六二	〇・四八五九	四四、六〇〇円
県営浦谷下町住宅	同	平成五年度	同	六七・一	〇・九八六五	〇・六四〇九	九四、三〇〇円
県営小牛田峯山住宅	遠田郡美里町	昭和五十三年度	中層耐火造	五五・九	〇・九五〇〇	〇・四〇三三	三五、八〇〇円
		同	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四二六八	三七、八〇〇円
		昭和五十五年度	同	五九・三	〇・九五〇〇	〇・四四〇六	三五、三〇〇円
		同	同	六〇・一	〇・九五〇〇	〇・四五三六	四五、二〇〇円
		同	同	六八・四	〇・九五〇〇	〇・五二六二	五〇、八〇〇円

備考 応益係数は、公営住宅法施行令（昭和二十六年政令第二百四十号）第二条第一項各号に掲げる数値を乗じて得た数とする

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
 - 1 委託業務名及び数量
 - 宮城県電子県庁共通基盤システムに係るアプリケーション保守業務 一式
 - 2 委託業務の仕様等
 - 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 委託期間

平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで

4 履行場所

宮城県庁行政庁舎内ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項及び第二項各号の規定に該当しない者であること。

2 宮城県における物品調達等入札参加資格承認者名簿に登録されている者、又は開札時まで物品調達に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領に基づく資格制限を受けている期間中でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれかにも該当しない者であること。なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴力団法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力

団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という)の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 過去二年以内に種類、規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、かつ、履行した経験を有すること。

9 次に掲げる条件を全て満たすこと。

(一) 情報セキュリティマネジメントシステム(IMS)適合性評価制度の認証を受けていること。

(二) プライバシーマーク制度の認定を受けていること。

10 企業連合にあつては、次のいずれにも該当すること。

(一) 全ての構成員が1から7までの要件をすべて満たしていること。また、構成員のいずれかが8及び9の要件を満たしていること。

(二) 構成員が他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。(※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に重複して参加できない。)

三 入札参加資格申請場所等

宮城県における物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札への参加を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二二一三三三五)へ平成三十年二月五日(月)午後五時までに提出すること。

四 入札書の提出場所等

1 電子調達システムの利用

(一) 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう))の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。)を併用して入札を行うものとする。

(二) 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認書を提出しなければならない。

2 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県震災復興・企画部情報政策課システム管理班(担当 大石 奈実 電話 〇二二二二二一四七六)

3 入札説明書及び仕様書等の交付期限

平成三十年一月二十六日(金)から平成三十年二月九日(金)までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く毎日の午前九時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く)とする。

郵送による交付を希望する場合は、交付依頼が平成三十年二月八日(木)までに到達すること。

4 一般競争入札参加資格審査

入札への参加を希望する者は、入札説明書に定めるところにより必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

5 入札書の提出期限等

(一) 電子調達システムを用いて入札する場合
入札期間 平成三十年二月二十八日(水)午前九時から平成三十年三月七日(水)午後五時まで

(二) 書面により入札書を提出する場合

入札書の提出期限 平成三十年三月七日(水)午後五時まで(郵便により提出する場合は、入札に係る調達案件の名称及び開札日を記載し、入札書在中の旨を朱書きの上、配達証明付書留郵便にて提出期限までに到達すること)。

ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時までとする。

6 開札の日時及び場所

平成三十年三月八日(木)午前十時 宮城県行政庁舎三階 震災復興・企画部情報政策課
五 入札に参加することができない者

二に定める資格を有しない者

六 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則(昭和三十九年宮城県規則第七号)第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則(平成二十四年宮城県規則第四十五号)第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則第百十三条及び第百十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する消費税及び地方消費税の額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)を加算した金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の八に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

7 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

8 契約書の作成の要否 要

9 詳細は入札説明書及び仕様書による。

七 概要

Summary

1 Service(s) Required : Application maintenance for Miyagi Prefectural Government Electronic Common Base System (1 set)

2 Duration of Contract : April 1, 2018 to March 31, 2020

3 Place of Implementation : Miyagi Prefectural Government Building and other locations

4 Deadline for Bid : March 7, 2018, 5: 00 p.m.

5 Location and Time for Bid Selection : March 8, 2018, 10: 00 a.m. Information Policy Division, 3rd floor of Miyagi Prefectural Government Building

6 Contact Information : Nami Oishi, System Management Section, Information Policy Division, Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department, Miyagi Prefectural

Government 38-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8570 Japan Tel.: 022-211-2476

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県工事積算総合システム運用機器貸借、導入設定及び保守業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 土木部事業管理課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成三十年一月十八日

四 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 NECキャピタルソリューション株式会社東北支店 仙台市青葉区中央四丁目六番一号

五 落札金額 二億九千八百八十五万七千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十九年十二月八日

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。
平成三十年一月二十六日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる
地域 番 名取市愛島笠島字島井崎三番一、同字西台百一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称) 柴田郡柴田町船岡新栄二丁目二番地四 ロイヤ

ルサカモト百二号

鈴木 大輔

鈴木 絵理

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第2号

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則を次のように定める。

平成30年 1月26日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う国家公安委員会の所管する関係法令に規定する対象手続等を定める国家公安委員会規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術利用条例」という。）の規定に基づき、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術利用法」という。）、情報通信技術利用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づく申請、処分等の通知、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用法で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、警察本部長及び警察署長をいう。
- (2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子証明書 申請等（情報通信技術利用法第2条第6号に規定する申請等及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（公安委員会等の使用に係る電子計算機から検証することができるものに限る。）をいう。
 - ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書
 - イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第

153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公安委員会等が認めるもの

(電子情報処理組織の使用)

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者又は処分通知等（情報通信技術利用法第2条第7号に規定する処分通知等及び情報通信技術利用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。）を受ける者は、公安委員会等が別に定めるところにより、その者の使用に係る電子計算機であつて、次に掲げる機能を有するものを公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線と接続することにより当該申請等を行い、又は処分通知等を受け取らなければならない。

- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力することができる機能
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機と通信することができる機能

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる申請等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別の法令の規定により行うことができる申請等
 - (2) 法令又は条例等の規定に基づく申請等であつて、公安委員会が別に定めるもの
- 2 前項の申請等を行う者は、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。
- (1) 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項
 - (2) 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている電磁的記録に記載されている事項又は記録すべき事項（第1号に掲げるものを除く。）
- 3 第1項の申請等を行う者は、前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等が定める申請等については、この限りでない。
- 4 第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている有体物（書面等及び電磁的記録を除く。以下同じ。）があるときは当該有体物を提示し、提示すべきこととされている書面等又は有体物があるときは当該書面等又は有体物を提示しなければならない。ただし、当該書面等又は有体物のうち公安委員会等が定めるものについては、この限りでない。

5 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等（副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。）について、第1項の申請等が行われたときは、第2項の規定により入力された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

6 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第3項の規定により電子証明書を送信するときは、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力を省略することができる。

7 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を入力することによって、当該書面等又は電磁的記録を提出しなければならない。

8 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第2項第2号に掲げる事項を入力することに代えて同号に規定する書面等を、同項第3号に掲げる事項を入力することに代えて同号に規定する電磁的記録を提出することができる。

9 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力したときは、当該入力に係る事項の確認のために必要な限度において、次に掲げるものを提出させることができる。

- (1) 第2項第2号に規定する書面等
- (2) 第2項第3号に規定する電磁的記録
- (3) 第2項第3号に掲げる事項を記載した書類

10 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等、電磁的記録又は有体物を提出するときは、当該申請等を行った者に公安委員会等の付与する符号を当該書面等、電磁的記録又は有体物に表示させることができる。

11 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号に掲げる事項について光学式読取装置を用いて電磁的記録に記録をして同項の規定により入力するときは、当該記録をした事項が同号に規定する書面等に記載されている事項と相違ない旨及び当該記録をした日時を記録させることができる。

（申請等の到達時期）

第5条 前条第1項の規定により行われた申請等は、第3条第1項の公安委員会等の使用に係る電子

計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該公安委員会等に到達したものとみなす。
（電子情報処理組織による処分通知等）

第6条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる処分通知等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別の法令の規定によりすることができる処分通知等
- (2) 法令又は条例等の規定に基づく処分通知等であって、公安委員会が別に定めるもの

2 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他通知すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

（処分通知等の到達時期）

第7条 前条第1項の規定により行われた処分通知等は、次の各号により到達したものとみなす。

- (1) 第3条第1項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされる場合は、当該記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録される場合は、当該記録がされた日から2週間を経過した時に処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

（電磁的記録による縦覧等）

第8条 公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等（情報通信技術利用法第2条第8号に規定する縦覧等及び情報通信技術利用法第2条第8号に規定する縦覧等をいう。）を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

（電磁的記録による作成等）

第9条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等（情報通信技術利用法第2条第9号に規定する作成等及び情報通信技術利用法第2条第9号に規定する作成等をいう。）を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）

第10条 情報通信技術利用法第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用法第3条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。）又は公安委員会等が定める

ものとする。

2 情報通信技術利用法第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第4条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術利用法第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術利用条例第6条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

(その他の手続等)

第11条 公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術利用法第3条から第6条までの規定又は情報通信技術利用条例第3条から第6条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合には、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術利用条例及びこの規則の規定の例による。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに關し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第7号

宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成30年宮城県公安委員会規則第2号。以下「情報通信技術利用規則」という。）の規定により、宮城県公安委員会等に係る手続等のうち、電子情報処理組織を使用して行うことのできる手続等を次のとおり定め、平成30年2月5日から施行する。

平成30年1月26日

宮城県公安委員会委員長 森山 博

情報通信技術利用規則第6条第1項の規定により定める処分通知等は、自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和37年法律第145号）第4条第1項（同項ただし書の規定による申請に限る。）の規定に基づき処分通知等とする。

収用委員会

○宮城県収用委員会告示第1号

県道丸森柴田總坂津田事件について、土地収用法（昭和26年法律第219号）第66条第3項の規定に

より送達すべき次の書類は、当委員会事務局において保管してあるので、来局の上その交付を受けてください。

平成30年1月26日

宮 城 県 収 用 委 員 会

1 送達すべき書類

平成30年1月18日付け宮収号外通知文

平成30年1月15日付け権利取得裁決書及び明渡裁決書

2 送達を受けるべき者

菊地さん 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「北海道宗谷郡猿拂村字浅草野市掛地番外地」

荒井興左エ門 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「角田市坂津田字北北向35番地」

小野きを也 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「角田市坂津田字北北向23番地の甲」

星きよ 住所・常居所不明 ただし、登記簿上の住所「角田市坂津田字清台40番地」